

四條畷市公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、労働者等からの公益通報を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めることにより、法の円滑な運用を推進するとともに、公益通報者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 所管課 通報対象事実に対して処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）の事務を分掌する課又はこれに相当する組織をいう。

(2) 労働者等 法第2条第1項各号に掲げられている者をいう。

(3) 公益通報 法第3条第2号及び法第6条第2号に定める公益通報であって、本市に対してなされるものをいう。

(4) 公益通報者 公益通報をした者をいう。

2 前項各号に規定するもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義によるものとする。

(組織体制)

第3条 公益通報への対応に関する事務を管理・運営するため、総括通報等責任者（以下「総括責任者」という。）を置くこととし、副市長をもって充てる。

2 総括責任者は、公益通報への対応に関する規程等の運用、教育研修の実施、公益通報に関する調査の進捗等の管理その他公益通報への適切な対応の確保に関する事務を総括する。

第4条 通報等責任者は、所管課において、公益通報に関する調査の進捗の管理、職員が教育研修に参加する機会の確保その他適切な対応の確保に関する事務を所掌するものとし、所管課の長をもって充てる。

2 通報等責任者は、所管課の主任以上の職員の中から、通報等担当者を指定する。

3 通報等担当者は、通報等責任者を補佐し、所管課における公益通報の管理、公益通報者との連絡その他の対応に関する事務を担当する。

(通報及び相談の受付)

第5条 公益通報に当たると見込まれる通報（以下この条において「通報」という。）及びこれに関連する相談は、所管課において受け付ける。ただし、公益通報制度全般に係る相談については、総務部総務課において受け付ける。

2 通報の受付にあたっては、当該通報者に対して、通報対象事実の内容、日時及び場所並びに通報対象事実が現に行われ、又はまさに行われようとしていることを示す具体的な証拠等の提示を求める。

3 通報は、原則として次に掲げる事項を記した書面等により受け付ける。ただし、通報者が書面等による通報を行うことが困難である等の場合は、所管課が通報内容及び対応状況を記録することにより受け付ける。

(1) 当該通報者の氏名又は名称

(2) 当該通報者の住所又は居所

(3) 通報対象事実の内容

(4) 通報対象事実が生じ、又はまさに行われようとしていると思料する理由

(5) 通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

4 通報等責任者は、通報を受け付けたときは、公益通報受付票（様式第1号）により、通報対応記録を残すものとする。

5 通報は、原則として実名で受け付けるものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合であって、第2項及び第3項第3号から第5号までに定める事項を記載した書面等によるときは、匿名により受け付けることができる。

6 所管課は、前項ただし書により受け付けた匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努める。

(通報の受理等)

第6条 通報等責任者は、前条の規定により受け付けた通報が公益通報に当たる場合は、当該通報を受理するものとし、遅滞なく、当該通報者に対して、公益通報受理決定通知書（様式第2号）により、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 当該通報を公益通報として調査を行う旨

(2) 当該通報に係る秘密は保持される旨

2 通報等責任者は、前条の規定により受け付けた通報が公益通報に当たらない場合は、

当該通報を受理しないものとし、遅滞なく、当該通報者に対して、公益通報不受理決定通知書（様式第3号）により、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 公益通報としての調査を行わない旨及びその理由

(2) 当該通報に係る秘密は保持される旨

3 通報等責任者は、通報者が特定できない場合その他やむを得ない理由がある場合、公益通報受付票にその理由を付すことにより、前2項の通知を行わないことができる。

(教示)

第7条 通報対象事実についての処分又は勧告等の事務を分掌しない課に公益通報がなされたときは、当該課は、当該公益通報者に対して、遅滞なく、所管課又は処分若しくは勧告等の権限を有する行政機関の教示（以下「教示」という。）を行う。

2 所管課は、公益通報を受理した後、通報対象事実について他の行政機関が処分又は勧告等の権限を有することが明らかになったときは、当該公益通報者に対して、遅滞なく、教示を行う。

3 前2項の規定により教示を行う場合、当該課の通報等責任者は、当該公益通報者に対して、法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を提供することができる。

(調査)

第8条 通報等責任者は、第6条第1項の規定により公益通報を受理することを決定した場合は、通報対象事実について必要な調査を行う。

2 前項の調査は、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法により行う。

(調査結果に基づく措置)

第9条 通報等責任者は、当該調査の結果、通報対象事実その他法令違反等の事実が存在すると認めるときは、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）を講じなければならない。

2 通報等責任者は、当該調査の結果を、遅滞なく、公益通報に係る調査結果報告書（様式第4号）により公益通報者に通知しなければならない。この場合において、前項の規定により、措置を講じたときは、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該措置の内容を併せて記

載するものとする。

3 通報等責任者は、公益通報者が特定できない場合その他やむを得ない理由がある場合、公益通報受付票に当該理由を記載することにより、前項の通知を行わないことができる。

(利益相反関係の排除)

第10条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合、公益通報への対応に関与してはならない。

(1) 法令違反行為等の発覚や調査結果により実質的に不利益を受ける者

(2) 公益通報者又は法第2条第1項各号に定める事業者（事業を行う個人に限る。）（以下「役務提供先」という。）若しくは当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令（法律及び法律に基づく命令をいう。）の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。）、従業員、代理人その他の者と親族関係にある者

(守秘義務の徹底)

第11条 通報等責任者、通報等担当者その他公益通報への対応に関与した職員は、法及びこの要綱に基づき知り得た事実を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(通報者の保護)

第12条 通報等責任者は、公益通報者が、公益通報をしたことを理由として事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、当該公益通報者の保護に係る必要な支援を行うよう努める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

公益通報受付票

通報受付番号		通報日時	
所管課名			
通報の方法	郵便 ・ FAX ・ 電子メール ・ 書面		
通報者氏名・住所	匿名の場合はその理由 ()		
通報対象者の属性	<input type="checkbox"/> (元) 労働者 (在職期間: ~) <input type="checkbox"/> その他 ()		
通報内容			
1 通報対象者			
2 通報対象事実 (概要)			
3 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由			
4 法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由			
5 証拠資料等の有無、提出の是非 有 () ・ 無 / 提出 できる ・ できない			
6 他に通報内容を知っている人の有無 有 () ・ 無			
7 その他特記事項			
通報者への確認事項			
説明事項の確認	<input type="checkbox"/> 秘密保持 <input type="checkbox"/> 個人情報保護 <input type="checkbox"/> 通報受付後の手続の流れ		
結果等の報告 (受理又は不受理及び調査結果)	希望する ・ 希望しない		
通報者への連絡方法及び連絡先			

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

長

公益通報受理決定通知書

年 月 日に受け付けた通報につきましては、四條畷市公益通報に関する要綱第2条第1項第3号に定める公益通報として受理しましたので通知します。

今後、通報内容を基に調査を実施します。

通報内容 (概要)	
特記事項	本通報に係る秘密は保持されます。 調査終了後は、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に支障がない範囲において、調査結果を通知します。

年 月 日

様

長

公益通報不受理決定通知書

年 月 日に受け付けた通報につきましては、四條畷市公益通報に関する要綱第2条第1項第3号に定める公益通報として受理しない旨を決定しましたので通知します。

通報内容 (概要)	
不受理の理由	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 通報対象事実の内容、日時及び場所並びに通報対象事実が現に行われ、又はまさに行われようとしていることを占める証拠等が具体的に示されていない。<input type="checkbox"/> 通報対象事実が生じ、又はまさには生じようとしていると料する理由が具体的に示されていない。<input type="checkbox"/> 通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと料する理由が具体的に示されていない。<input type="checkbox"/> 通報が不正の目的によるものであると考えられる。<input type="checkbox"/> 通報対象事実について当課が処分又は勧告等をする権限を有しない。<input type="checkbox"/> その他（ ）
特記事項	本通報に係る秘密は保持されます。

様式第4号（第9条）

年 月 日

様

長

公益通報に係る調査結果報告書

年 月 日に受け付けた通報につきましては、調査結果がまとまりましたので通知します。

通報内容 (概要)	
調査結果	
措置実施	有 ・ 無 （理由 ）
特記事項	本通報に係る秘密は保持されます。